

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 電気料金の特別措置の適用（支払期日を最大5か月間延長）

2020年8月6日
北陸電力株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまには、心よりお見舞い申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、当社は電気料金の特別措置を講じておりますが（3月19日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日お知らせ済）、このたび、下記のとおり特別措置を適用することといたしました。

記

1. 対象お客さま

＜次のいずれかに該当する場合＞

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含む）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合
- ・お客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合

2. 特別措置の内容

電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を、2020年3月分、4月分および5月分は原則として各々5か月間延長し、6月分は原則として4か月間延長し、7月分は原則として3か月間延長し、8月分は原則として2か月間延長し、9月分は原則として1か月間延長いたします*。

ただし、支払期日の延長は、支払義務発生日（検針日）が2020年3月19日以降となるものに限りです。

※現在講じている特別措置から、2020年5月分、6月分、7月分および8月分の電気料金の支払期日を更に1か月間延長。また、新たに9月分の電気料金の支払期日を1か月間延長。

3. お問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-540321）

※受付時間 9時～19時（日曜・祝日を除く）

以 上